日野市告示第207号

工事発注見通しの公表場所及びその方法について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第五条 第三項（同令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第五条 第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和６年８月１６日

日野市長　　大坪　冬彦

１,インターネットを利用して閲覧に供する方法
日野市ホームページにおいて公表する。
（https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/hachu/1019481.html）
２,閲覧所を設けて閲覧に供する方法
日野市役所総務課内（東京都日野市神明１の12の１）

附則
この告示は、令和６年８月１９日から施行する。